

会則

J C はやし隊

J Cはやし隊 会則

第一章 総則

第1条 名称

本会は、J Cはやし隊と称する。

第2条 事務所の所在

本会の事務所は、事務局長宅にこれを置く。

第二章 目的および行事

第3条 目的

本会は、ねぶた囃子の研究と普及に努め、会員相互の親睦を図り、J Cねぶたの発展に貢献することを目的とする。

第4条 行事

本会は、前条の目的を達成するためにつぎの行事を行う。

- (1) 研究会、講習会の開催
- (2) J Cねぶたへの参加協力
- (3) その他、ねぶたに関する行事等

第三章 会員および会費

第5条 会員資格、会員資質向上

1. 本会の会員資格は、原則、J Cメンバー、J C O B、およびその家族、J C関係会社社員等とする。
2. 本会に入会を希望する者は、公益社団法人青森青年会議所の正会員または特別会員の推薦を受け、役員会の承認を得なければならない。
3. 特例として、第1項の会員資格外の者であっても本会役員の推薦を受け、役員会において承認された者も会員の資格を得ることができる。なお、この場合、総会にて報告するものとする。
4. 会員は、講習会の開催日数の2分の1以上の出席を会員義務と心得、その資質向上を目指す。

第6条 会費等および会計年度

1. 会員が入会に際しての入会金は、無しとする。
2. 会員の会費は1家族単位で、毎年3,000円とし、所定の納期までに納付しなければならない。
3. 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌3月31日までとする。

第7条 会員資格の喪失

本会の会員はつぎの事由により、その資格を失う。

- (1) 本会の退会および除名
- (2) J Cの除名
- (3) 死亡または解散

第8条 退会

1. 退会を希望する者は、退会届および退会后、本会の半纏を着用しない旨の誓約書を会長に提出しなければならない。
2. 年度の途中で退会しても、既納の会費は返納しない。

第9条 除名

会員がつぎの各号のひとつに該当する時は、役員会の決議により除名することができる。この場合、つぎの(1)、(3)に該当する者に限り、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の対面を傷つけ、または目的に反する行為があったとき
- (2) 会費納入義務の履行をしないとき
- (3) 出席義務を履行しないとき
- (4) その他会員として適当でないと認められたとき

第四章 会議

第10条 会議の種類

1. 会議は、総会と役員会とする。
2. 総会は、正会員をもって構成する。役員会は役員をもって構成する。

第11条 会議の種類と招集

1. 総会は、定時総会と臨時総会の2種類とする。
2. 定時総会は毎年5月に開催する。
3. 臨時総会は会長が必要としたとき、会員を招集して開催する。
4. 役員会は会長が必要としたとき、役員を招集して開催する。
5. 総会は会長が指名した役員が議長となる。

第12条 会議の成立

1. 総会は正会員の3分の1以上の出席をもって成立し、出席の正会員の過半数をもって議決する。
2. 役員会は役員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席の役員の過半数をもって決議する。

第五章 役員

第13条 役員

本会につぎの役員を置く。

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 会長 | 1 名 |
| (2) 直前会長 | 1 名 |
| (3) 副会長 | 5 名以内 |
| (4) 幹事長 | 1 名 |
| (5) 委員長 | 5 名以内 |
| (6) 事務局長 | 2 名以内 |
| (7) 副委員長 | 若干名 |
| (8) 事務局次長 | 3 名以内 |
| (9) 幹事 | 若干名 |
| (10) 監事 | 2 名以内 |

第 14 条 役員の任期

本会の役員の任期は 2 年とする。ただし、再任はこれを妨げない。

第 15 条 役員および会長の選出

1. 会長は、総会において選出される。
2. 直前会長は、前年度会長がこれにあたる。
3. 役員は、会長の指名により選出する。
4. 会長が指名する顧問を置くことができる。
5. 会長が指名する相談役を置くことができる。

第 16 条 役員の任務

1. 会長は、本会を代表し、本会の業務を統括する。
2. 直前会長は、会長経験を生かし、業務について必要な助言を行い、役員会に出席し、意見を述べることができる。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその業務を代行する。
4. 幹事長は、本会の総括運営を円滑に行う。
5. 委員長は、副会長を補佐し、委員会内の運営を行う。
6. 事務局長は、幹事長を補佐し、本会庶務を行い、また対外的な応対を行う。
7. 副委員長は、委員長を補佐する。
8. 事務局次長は、事務局長を補佐する。
9. 幹事は、事務局次長を補佐する。
10. 監事は、本会の会計および業務執行を監査する。
11. 会計担当は、会長の指名により選出し、本会の会計業務を行う。

第六章 雑則

第 17 条 会則の変更

本会則は、総会出席者の 3 分の 2 以上の議決により、これを改廃することができる。

附則

1. 本会の役員はつぎのとおりとする。

会長	佐 藤 一 尚
直前会長	柳 谷 秀 康
副会長	奥 村 大
副会長	瀬 川 孝 友
副会長	三 浦 瑞 苗
幹事長	千代谷 一 寿
委員長	豊 川 匡 規
委員長	柴 田 嘉 人
委員長	瀬 川 環
事務局長	阿 部 麻由子
事務局長	山 本 東
副委員長	小山内 皇 輝
副委員長	小山内 裕希子
副委員長	三 浦 颯
副委員長	大 坂 浩 二
副委員長	田 中 英 之
副委員長	大 坂 夏 江
事務局次長	鹿 内 史 芳
事務局次長	吉 川 康 久
幹事	中 野 亮 太
幹事	山 田 積 成
監事	葛 西 信 也
監事	和 田 拓 也

2. 本会の顧問はつぎのとおりとする。

顧問	和 田 勉
顧問	柿 崎 隆 昭
顧問	直 井 信 行
顧問	酒 井 信 幸

3. 本会の相談役はつぎのとおりとする。

相談役	今 井 渉
相談役	小 野 均
相談役	川 村 晃 司
相談役	日 下 稔

相談役	黒 坂 昇
相談役	齋 藤 幸 悦
相談役	神 淳 司
相談役	田 澤 真知子
相談役	中 谷 博
相談役	長 谷 川 泉
相談役	森 直 樹

4. 1990年（平成2年）5月20日 実施
- 1995年（平成7年）5月15日 一部変更
- 1997年（平成9年）5月26日 一部変更
- 2003年（平成15年）4月25日 一部変更
- 2005年（平成17年）5月26日 一部変更
- 2007年（平成19年）5月26日 一部変更
- 2009年（平成21年）5月16日 一部変更（役員・顧問変更）
- 2011年（平成23年）5月14日 一部変更（役員変更）
- 2013年（平成25年）5月18日 一部変更（会費、役員変更）
- 2014年（平成26年）5月24日 一部変更（役員変更）
- 2015年（平成27年）5月30日 一部変更（役員人数、役員変更）
- 2017年（平成29年）5月27日 一部変更（役員変更）
- 2019年（平成30年）5月26日 一部変更（役員変更）
- 2020年（令和1年）5月25日 一部変更（役員・顧問・相談役変更）
- 2025年（令和7年）5月24日 一部変更（役員）